

高知市犯罪被害者等支援条例（案）

（令和 年 月 日条例第 号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害からの早期の回復又は被害の軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する偏見や配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるための支援をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- (3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 市及び関係機関による相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援を総合的に推進していくものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、その雇用する犯罪被害者等が被害の回復又は軽減を図り、及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市、事業者、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものは、犯罪被

害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第10条 市は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう関係機関等と連携し、日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校における支援等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、二次的被害及び更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（高知市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮を行うとともに、関係機関等と連携し、その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定等)

第15条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性並びに二次被害防止の重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第 17 条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対する専門的知識に基づく適切な相談支援、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を確保及び育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 18 条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第 19 条 市は、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。